

令和八年五月二十一日付け広島県公告（令和七年度危険物取扱者保安講習の公告）における後期の講習年月日等が決定したため、次のとおり実施する。

令和八年九月十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 後期講習年月日及び場所

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午 前	午 後	
令和八年二月二日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和八年二月七日	/	その他	広島市
令和八年二月八日		その他	広島市
令和八年二月九日	その他	給油取扱所	広島市
令和八年二月一七日	給油取扱所	その他	三原市
令和八年二月一八日	給油取扱所	その他	尾道市
令和八年二月二二日	/	その他	東広島市
令和八年二月二三日		その他	東広島市
令和九年一月一五日	給油取扱所	その他	三次市
令和九年一月二〇日	その他	コンビナート	福山市
令和九年一月二一日	給油取扱所	その他	福山市
令和九年一月二七日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和九年一月二九日	給油取扱所	その他	呉市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛に送付する。

三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめ

る場合がある。

二 受講申請書の受付期間等

令和八年十月八日（木）から令和八年十月二十一日（水）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。